

議案第25号

区域をこえての路線の認定の承諾について

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区域をこえての路線の認定について承諾する必要があるので、本案を提出いたします。

区域をこえての路線の認定の承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項後段の規定に基づき、下記の道路を足立区道として認定することを承諾する。

記

起 終	点 点 幅員、延長等
足立区綾瀬二丁目51番2の一部から 葛飾区小菅四丁目24番3の一部まで	別紙図面表示 のとおりに

## 区域をこえての路線の認定の承諾 略図

(足立区綾瀬二丁目から小菅四丁目地内)

- 特別区道路線
- 水路
- - - - 行政境界
- 足立区の区域に属する部分
- 葛飾区の区域に属する部分

幅 員 11.99メートル～14.03メートル

延 長 436.28メートル

面 積 6,312.74平方メートル

(葛飾区側 2,977.28平方メートル)

(足立区側 3,335.46平方メートル)

